

返礼品提供事業者 基本取引約款

約款

本約款は柏崎ふるさと応援基金返礼品の提供に関して、柏崎ふるさと応援基金業務委託先である株式会社カシックス（以下、カシックス）と返礼品提供事業者（以下、事業者）の取引条件を示すものである。2者は本約款に従い、同意のうえ柏崎ふるさと応援基金返礼品の提供を含む取扱いについて取引を行うものとする。

第1条(定義)

返礼品とは事業者が柏崎市に「柏崎ふるさと応援基金返礼品提案書」(以下、提案書)を提出し、柏崎市が受理した商品・サービスをいう。

事業者とは「柏崎ふるさと応援基金」応援事業者募集要項に従い、柏崎市に応援事業者として承認された返礼品提供事業者をいう。なお、事業者はカシックスと連絡を密にするため、確実に連絡が取れる連絡先などをカシックスに情報提供するものとする。

第2条(履行)

事業者は、返礼品の受注、納品、請求等に関する事項について、本約款に定められた方法で行うこととし、返礼品の在庫管理や受注、納品等にかかる相互の連絡について、速やかに対応する。

第3条(受注)

事業者は、提案した返礼品の在庫管理を行い、カシックスと事前に取り決めた方法により注文書を受け付ける。また、事業者は注文書記載のとおり返礼品を用意すること。

第4条(納品)

事業者は、注文書記載の集荷日にカシックス指定の配送業者が返礼品の集荷を行うことにより納品とする。ただし、カシックスに直接返礼品を納品するなど、納品方法が異なる場合は、事前に双方により協議し、納品方法を決定する。

第5条(請求・支払)

事業者は、返礼品の代金について納品した月の末日に締め、翌月カシックスの3営業日までにカシックスへ請求書を提出する。

カシックスは事業者から請求書を受領後、請求月の翌月末日に事業者指定の銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。

第6条(届出義務)

事業者は、次のいずれかに該当するときは、柏崎市またはカシックスに速やかに届け出を行う。なお、届出内容により、柏崎市、カシックスおよび事業者と協議のうえ、解決にあたるものとする。

- (1)在庫不足等により返礼品の発送が困難になる恐れが生じたとき
- (2)返礼品が販売中止又は終了となる恐れが生じたとき
- (3)返礼品の品質及び発送過程等で事故等の問題が生じたとき

- (4)返礼品に関して、寄附者から苦情があったとき
- (5)返礼品の内容(価格・内容量)が変更になる恐れが生じたとき
- (6)その他申込書等の記載事項に変更が生じたとき
- (7)返礼品提供事業者を辞退(事業を停止、廃業等)するとき

第7条(権利の譲渡等の制限)

事業者は、事前の書面による承諾を得ることなく、約款に基づく権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡、貸与などの行為をすることができない。

第8条(機密保持)

- (1)事業者は、原則として寄附者の個人情報を得ることはできない。
- (2)寄附者の個人情報が必要となる返礼品の場合は、寄附者の同意を得た上で、カシックスが事業者はその情報を提供できるものとする。なお、事業者は寄附者の個人情報を、返礼品の送付以外の目的で使用してはならない。
- (3)万が一情報の漏えいが発覚した場合および発生の疑いがある場合は、速やかにカシックスに連絡し、協議のうえ、その解決にあたる。
- (4)個人情報の取り扱いについては、個人情報に関する法令及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守すること。

第9条(損害賠償)

事業者とカシックスは、本約款の不履行ならびに返礼品に関して、相手方および第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負う。なお、賠償内容は双方協議のうえ取り決め、賠償はその損害が発生した損害解決にかかる実費分を上限とする。

第10条(協議による解決)

本約款に定めがない事項および解釈に疑義が生じた場合は、カシックスと事業者が協議のうえ解決する。

第11条(準拠法)

本約款は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

第12条(制定)

本約款は、令和6年7月1日より施行する

令和6年7月1日
株式会社カシックス

(附則)

平成28年11月1日制定

平成28年11月24日施行